

橋本市告示第62号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務(以下「公金事務」という。)を次のように委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月23日

橋本市長職務代理者
橋本市副市長 小原 秀紀

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
共立ソリューションズ株式会社 PKP事業本部中日本事業部和歌山オフィス
和歌山県紀の川市貴志川町神戸1022-1
- 2 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

歳入の種類	期間	担当課	根拠法令
市県民税、森林環境税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、手数料(諸証明交付手数料)、手数料(戸籍住民基本台帳手数料)	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	財政課 (市民課、 税務課)	地方自治法第243条の 2第1項